

第15回成田市農業委員会総会議事録

令和6年9月6日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和6年9月6日(金)
午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 17名

議長 諏訪 恵 昨

1番	木村 知子	10番	森川 光江
2番	大竹 卓	11番	矢崎 光二
3番	宮城 敏彦	12番	萩原 孝次
4番	田中 敏雄	13番	小川 美智子
5番	浅井 弘一	15番	宇井 甲司郎
7番	加藤 茂	16番	泉水 厚子
8番	渡邊 義行	17番	藤崎 明
9番	諏訪 和恵	18番	坂田 一郎

5. 欠席委員 6番 京相 稔 19番 湯浅 恵介

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年9月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

主幹兼農地係長	酒 井 宏 幸
振 興 係 長	鎌 形 清 人
主 査	青 柳 紀 生
副 主 査	渡 邊 里 美

8. 傍聴人

あり

○議長 総会に先立ちまして、事務局より発言を求められておりますので、これを許可します。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 総会議案に訂正がございますので、ご説明いたします。

議案集の5ページ「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の①売買の2番、及び20ページ③賃借権の設定の4番、許可後の計画変更承認です。

本案につきましては、ゴルフ場の造成として転用許可を取得した案件であり、許可権者である千葉県が国との協議を経て許可したものでございます。

本日の総会議案として提案いたしましたが、許可権者との協議及び申請書類の調整が整っておりませんので、協議等が整いましたら改めて総会議案として提案させていただきたいと存じます。

つきましては、本日総会でのご審議は不要でございますので、委員の皆様よろしくお願いたします。なお、2ページの総括表が関連して訂正となりますので、訂正した総括表をお配りしております。大変申し訳ありませんが、事務局からの説明は以上でございます。

○議長(諏訪会長) それでは、本日、京相委員、湯浅委員は欠席となりますので、出席委員は、17名です。なお、湯浅小委員長が欠席のため、小委員長報告につきましては、事務局、鎌形振興係長が代理を務めます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第15回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、8月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、11番 矢崎光二委員、13番 小川美智子委員の両名を指名いたします。また、書記に 鎌形 振興係長 を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年9月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告4件でございます。

○議長 本日は2名の傍聴者から申し出が上がっておりますので、これを認めます。事務局は傍聴者の入室をお願いいたします。

(傍聴人 入室)

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で6件の申請がございました。

①売買でございます。5件の申請がございました。

1番、名古屋にお住まいの譲受人が、七沢にお住まいの譲渡人が所有する、名古屋の畑1筆、448㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅に隣接し、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相手方の要望による」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、久井崎にお住まいの譲受人が、川崎市麻生区にお住まいの譲渡人が所有する、中野の畑1筆、2,263㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢であり、遠方地で耕作ができないため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、四谷にお住まいの譲受人が、同じく四谷にお住まいの譲渡人が所有する、四谷の田1筆、441㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣接地を耕作しており、通作に適しているため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「転居に伴い耕作が困難になるため」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

4番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、飯田町にお住まいの譲渡人が所有する、本城の畑2筆、合計6, 471㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、津富浦にお住まいの譲渡人が所有する、津富浦の畑1筆、1, 276㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

②贈与でございます。1件の申請がございました。1番、西大須賀にお住まいの受贈者が、四街道市及び山梨県西八代郡市川三郷町にお住まいの贈与者が所有する、西大須賀の畑1筆及び田1筆、並びに新川の田3筆、合計5, 563㎡を贈与により取得したいという申請でございます。

受贈者の事由は、「所有者の希望により当該農地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「相続したが耕作できないため、贈与する」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、ねぎ、白菜、ほうれん草等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらな
いと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま
らなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、現況畑1筆を取得し、水稲用の育苗ハウスを建てたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま
らなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑2筆を取得し牧草を育て、多古町の牧場に出荷したいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、畑1筆を取得し、栗を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 去る9月3日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。

農業委員7名、農地利用最適化推進委員4名、合計11名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、下総みどり学園の東、市道七沢青山新田線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、久井崎公民館の北西、市道中野三和線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、四谷共同利用施設の南、市道四谷曾根線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の4番につきましては、申請地は、本城小学校の南東、市道本城割余線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。続きまして、①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の5番につきましては、申請地は、津富浦二多目的集会施設の北東、市道滝ノ坂線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畑1筆、現況：田

4筆を取得し、畑は季節に応じて夏野菜や冬野菜を、田は蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者です。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ②贈与の1番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、市道四谷八幡線の西側及び北側並びに、市道メ切橋新川線の南側に位置する農地で、田及び畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集5ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で28件の申請がございました。

①売買でございます。14件の申請がございました。

1番、西大須賀にお住まいの譲受人が、猿山にお住まいの譲渡人が所有する、猿山の畑1筆、499㎡を売買により取得し、「専用住宅用地として転用したい」という申

請でございます。資料につきましては、総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

3番から15番は、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人である東京都中央区の法人が、

3番は、宝田にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の畑1筆、571㎡を、

4番は、下福田にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の畑1筆、1,021㎡を

5番は、船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の田1筆、1,844㎡を、

6番は、下福田にお住まいの譲渡人が所有する、上福田の田1筆、1,431㎡を、

7番は、八街市にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の田1筆、152㎡を、

8番は、下福田にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の畑1筆、601㎡を、

9番は、下福田にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の田1筆、1,114㎡を、

10番は、下福田にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の畑1筆、1,804㎡を、

11番は、下福田にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の畑1筆及び田6筆、合計2,271㎡を、

12番は、下福田にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の畑2筆及び田1筆、合計1,928㎡を、

13番は、橋賀台にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の畑2筆、合計2,555㎡を、

14番は、米野にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の畑4筆、合計30,640㎡を、

15番は、米野にお住まいの譲渡人が所有する、下福田の田36筆及び畑27筆、合計77,180㎡を売買により取得し、「物流施設用地として転用したい」という申請でございます。資料につきましては、総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

議案集12ページでございます。

使用貸借権の設定でございます。許可後の計画変更承認が11件ございました。

許可後の計画変更承認の11件は、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

借受人である東京都中央区の法人が、

1番は、米野にお住まいの貸付人が所有する下福田の田18筆の一部及び畑9筆の一部、合計31,546㎡に、

2番は、下福田にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑1筆、1,064㎡に、

3番は、宝田にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑1筆、571㎡に、

4番は、下福田にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑1筆の一部、
1, 269㎡に
5番は、下福田にお住まいの貸付人が所有する上福田の田1筆、1, 431㎡に、
6番は、米野にお住まいの貸付人が所有する下福田の田8筆の一部及び畑14筆の
一部、合計22, 325㎡に、
7番は、下福田にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑2筆の一部、
合計1, 026㎡に、
8番は、並木町にお住まいの貸付人が所有する下福田の田1筆の一部、92㎡に、
9番は、米野にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑3筆、合計29, 450㎡
に、
10番は、橋賀台にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑2筆、合計2, 555㎡
に、
11番は、下福田にお住まいの貸付人が所有する下福田の畑1筆、1, 021㎡に
使用貸借権を設定し、当初は、埋蔵文化財発掘調査終了後に農地に復元する計画であ
ったが、調整池については、機能しているため解体せず、農地に復元しない計画に変
更したいという申請でございます。

資料につきましては、①売買の3番から15番と同一事業者による同一事業であり、
総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

議案集19ページでございます。

①賃借権の設定でございます。新規の許可申請が2件、許可後の計画変更承認が
1件、合計3件の申請がございました。

1番、賃借人である東京都中央区の法人が、吉倉にお住まいの賃貸人が所有する、
吉倉の田1筆、1, 046㎡を借り受け、工事関係車両置き場及び仮設ハウス設置用
地として、令和7年10月30日まで、一時転用したいという申請でございます。

総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

2番、賃借人である小泉の法人が、長沼にお住まいの賃貸人が所有する、長沼の田
2筆、合計1, 742㎡を借り受け、発生土の仮置き場用地として、令和7年3月2
8日まで、一時転用したいという申請でございます。

総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

議案集20ページでございます。

許可後の計画変更承認の3番でございます。

賃借人である東京都中央区の法人が、佐倉市にお住まいの賃貸人が所有する、川上
の畑1筆、532㎡に賃借権を設定し、首都圏中央道路連絡自動車建設工事に伴う一
時転用期間を延長し、「工事事務所用地」として、令和8年3月31日まで使用したい

という申請でございます。

資料につきましては、総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年10月15日着手、令和7年2月末日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、449平方メートルの敷地に、建築面積約105平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は浸透式とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は下総支所の南西、県道江戸崎下総線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の3番から15番及び②使用貸借権の設定の1番から11番、許可後の計画変更承認につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の3番から15番及び②使用貸借権の設定、許可後の計画変更承認1番から11番です。

農地の区分は、第1種農地及び第2種農地に該当します。第1種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、埋蔵文化財発掘調査では、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合は、例外的に許可できるとされています。

また、物流施設の整備においても、「地域未来投資促進法」等の地域整備法に基づく開発計画等に基づいて農地転用を行う場合は、例外的に許可できるとされています。

転用目的は、使用貸借権の設定が埋蔵文化財発掘調査用地、売買が物流施設の整備です。計画変更の内容は、当初、埋蔵文化財発掘調査後に農地に復元する計画であったが、調整池については、保全施設として機能しているため、農地に復元しない計画に変更するものです。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われまます。

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、残高証明書、融資証明書、貸借対照表及び損益計算書が添付されており、問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性について、現在申請の用途である埋蔵文化財発掘調査用地として使用中です。

行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法、森林法、道路法が該当し、すべて協議が整っております。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集

团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番から15番及び②使用貸借権の設定の1番から11番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ①売買の3番から15番、②使用貸借権の設定の1番から15番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、下福田区騒音地域集会所の西、市道下福田上福田線の西側に広がる農地で、現況は埋蔵文化財発掘調査用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 2点ほど確認させていただきます。売買で出ている筆、使用貸借権の設定で出ている筆の中で、ダブっている筆がありますが、これはそれぞれの総括表の中に積み上げられていると考えてよろしいでしょうか。

○酒井主幹 はい。その通りでございます。

○坂田委員 もう1点ですが、8ページの12番、下福田の土地ですが、登記簿地目は「畑」、現況用途が「原野」となっています。しかしながら、13ページの2については同じ地番ですが、登記簿地目は「畑」現況用途が「畑」と表記されていますが、同じ筆ですので、どちらかが間違えているのではないかと思うのですが。

○酒井主幹 実際の登記簿は「畑」ですが、現況としましては「原野」の状態となっており、農地ではなくなっていますので、「原野」で統一させていただきます。修正をお願いいたします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、①売買の3番から15番及び②使用貸借権の設定の1番から11番、許可後の計画変更承認を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。それでは、①売買の3番について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の4番は可決されました。続きまして、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の5番は可決されました。続きまして、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の6番は可決されました。続きまして、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の7番は可決されました。続きまして、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の8番は可決されました。続きまして、①売買の9番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の9番は可決されました。続きまして、①売買の10番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の10番は可決されました。続きまして、①売買の11番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の11番は可決されました。続きまして、①売買の12番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の12番は可決されました。続きまして、①売買の13番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の13番は可決されました。続きまして、①売買の14番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の14番は可決されました。続きまして、①売買の15番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、①売買の15番は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の1番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の2番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の3番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の4番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の5番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の6番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の7番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の8番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の9番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の9番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の10番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の10番、許可後の計画変更承認は可決されました。続きまして、②使用貸借権の設定の11番

を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の11番許可後の計画変更承認は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、第一種農地です。第一種農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、東関東自動車道吉倉高架橋工事関係車両置き場及び仮設ハウス設置用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年10月20日着手、令和7年10月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、吉倉共同利用施設の南、市道東関道側道川栗吉倉線を西側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「申請地である625の1とその西にある625の2は、元々

は一つの田であると思われるが、分かれた理由を教えてください。」との質問があり、事務局からは、「市道の拡幅工事に伴い、625の2は道路用地として買収されたものです。地目変更はされていないことから、田として残っている。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、③賃借権の設定の1番は可決されました。次に、③賃借権の設定の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、発生土の仮置き場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年10月1日着手、令和7年3月28日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ③賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、豊住地区スポーツ広場の東、市道豊住工業団地1号線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございま

せんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 私からよろしいでしょうか。こちら、もっと何筆かあると思いますが、見に行った時に場所は分かりましたか。田んぼのように筆は分かれていないと思います。一面平らの土地ですが。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 土地利用計画図で確認すると、念のため2筆申請しておりますので、3筆目の範囲には入ってこないと思われます。公共事業に近い、土木課経由の依頼でしたので、農業委員会からも良く注意するよう伝えます。ご指摘ありがとうございました。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番を採決いたします。」
本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、③賃借権の設定の2番は可決されました。次に、③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条③賃借権の設定、許可後の計画変更承認の3番です。

農地の区分は、第1種農地に該当します。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められることから、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う工事事務所用地です。

計画変更の内容は、工期を令和6年9月30日から、令和8年3月31日までに延長するものです。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま

次に、転用許可基準による検討事項ですが、資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、現在申請の用途である首都圏中央連絡自動車道建設工

事に伴う工事事務所用地として使用中です。

周辺農地の営農への支障について、事業は令和3年12月に許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、多良貝駐在所の西、市道川上2号線の東側に隣接する農地で、現況は申請どおり工事事務所用地として使用されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、令和6年度 第7次 農用地 利用集積計画の決定については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、浅井委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(浅井 委員 退室)

○議長 それでは、議案第3号、令和6年度 第7次 農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集21ページをお開き願います。

「議案第3号 令和6年度 第7次農用地利用集積計画の決定について」でございま

す。

成田市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、22ページに記載のとおり、「令和6年度 第7次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、23ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、24ページ及び25ページをご覧ください。

それでは、議案集23ページをご覧ください。

1-1. 集積計画一括方式による利用権設定、賃借権でございます。

契約期間10年のものが、8,799㎡、田1筆1件、799㎡、畑1筆1件、

8,000㎡で、詳細は24ページでございます。内訳につきましては、すべて新規設定でございます。

続きまして、1-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集25ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

以上で「議案第3号 令和6年度 第7次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第3号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第3号、令和6年度 第7次農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、令和6年度 第7次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(浅井 委員 入室)

○議長 次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年9月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集26ページをお開き願います。

「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年9月)について」でございます。成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、27ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、29ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、30ページ及び31ページをご覧ください。

それでは、議案集29ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定、使用貸借権でございます。契約面積が2,007㎡、畑1筆1件でございます。

続きまして、賃借権でございます。

契約面積が22,637㎡、田18筆5件でございます。詳細につきましては、議案集30ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。内訳につきましては、新規設定が、契約面積4,276㎡、田5筆3件、2,269㎡、畑1筆1件、2,007㎡、再設定が、契約面積20,368㎡、田13筆2件でございます。

1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集31ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

以上で「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年9月)について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしく願いたします。

○議長 次に、議案第4号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年9月)につきまして

は、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和6年9月)について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集32ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集33ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。7件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集36ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集37ページでございます。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。6件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集39ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。5条で1件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、農地法第3条の3第1項の規定による届出の説明の中で、委員より、「一番で権利を取得した者が持分3分の1を取得、権利を取得した事由が持分放棄との記載があるが、どういう意味か。」との質問があり、事務局からは、「持分3分の1を持っていた人がその持分を放棄したので、相続ではなく持分放棄として記載しております。」との説明がありました。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集40ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。10件の通知がございました。

賃借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○**小委員長** 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○**議長** 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○**議長** 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○**議長** 酒井主幹

○**酒井主幹** 議案集43ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。4件の届出がございました。

①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出が1件ございました。これは、2a未満の農業用施設用地への転用になります。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②農地法施行規則第53条第5号の規定による届出で、公共事業の施行に伴う廃土処理が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議案集44ページでございます。

③千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が2件ございました。この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出で、高さは1m未満、面積は500㎡未満、事業期間が3か月を超えないなどの要件がございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○**議長** 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○**議長** 鎌形係長

○**小委員長** 報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(なしの声あり)

○**議長** 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(酒井主幹の挙手あり)

○議長 酒井主幹

○酒井主幹 議案集45ページをご覧ください。

「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件、成田出張所より1件、

②成田市の照会分として2件、合計4件の農地等の現況に関する照会がございました。

運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(鎌形係長の挙手あり)

○議長 鎌形係長

○小委員長 報告第4号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第15回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時55分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年9月6日

議事録署名人
